

運輸安全マネジメント

平成29年4月

私共は、「安全」「確実」「快適」「親切」をモットーに輸送することが最大の使命です。

長崎県交通局

- I 平成29年度の取り組みについて
- II 平成28年度の取り組み結果について
- III 輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容について
- IV 行政処分等の公表

■ 輸送の安全に関する基本的な方針

1. 交通局長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を把握することに努めるとともに、職員に対して安全が何よりも優先されるものであるという意識を徹底させるなど、交通局における輸送の安全の確保に主導的な役割を果たします。
2. 交通局は、安全マネジメントを確実に実施し、全職員が一体となって安全輸送の確保を図り輸送の安全に関する情報については、積極的に公表します。

I 平成29年度の取り組みについて

平成29年度については、28年度までの取り組みに加え、運行の安全、乗客の安全を最優先とし、更なる安全体質の強化を図り、輸送の安全に関する重点施策の完全実施を目標に取り組みます。

1. 輸送の安全に関する目標

- (1) 重大事故 0 件（自動車事故報告規則第2条に規定する事故）
- (2) 有責事故 20 %減（対前年度比）

2. 輸送の安全に関する重点施策

- (1) 局内での活発なコミュニケーションについて

子会社を含む運輸安全会議、安全管理委員会、地方機関長会議、整備管理委員会等の実施、経営トップを含む幹部職員による各営業所訪問の実施、小集団活動における管理者ミーティング、リーダーミーティング、チームミーティングの実施により活発なコミュニケーションに努める。

- (2) 運行管理業務の徹底について

毎月20日に幹部職員、各所属長、指導課職員による早朝点呼立哨等の実施を行い、画像確認式アルコール検知器での検査による厳正な点呼を実施し運行管理の徹底に努める。

- (3) 整備管理業務の徹底について

法定点検の他、自主的に全車両の1か月点検を実施することとし、年間整備点検計画の完全実施に努め、路上故障や車両火災等の未然防止に努める。

(4) 事故防止への取り組みについて

基本方針に基づき、基本動作、基本操作及び法令遵守、運転マナーの向上等、輸送の安全確保に向けた意識の向上に努める。

事故発生後の速報による事故事例等の情報共有の強化を図り再発防止に努める。

デジタルタコグラフを用いた適正な速度管理等の乗務員教育を実施し、安全運行に努める。

ドライブレコーダーを活用してヒヤリハットの情報を収集し、事故防止へ有効活用する。

ドライブレコーダーを活用した事故直後研修を実施し、原因究明、再発防止対策を惹起者自らが考える機会を設け安全への意識を高める。

事故防止強化月間の設定、添乗指導及び街頭指導の強化と映像を活用し、事故の未然防止に努める。

高速車両においては、通信式ドライブレコーダーにより車両と事務所の連携を密に行う事によって、緊急時の対応強化を図り事故防止に努める。

小集団活動への映像提供を行い、更なる取組の推進を図る。

(5) 各種研修の内容強化について

事故、苦情等の実例を取り入れた有効性ある研修を実施し、接客・接遇の向上及び事故防止の強化を図る。

通信式ドライブレコーダーを使用し、遠隔による状況確認を行い高速道路運行時の非常事態に備えた緊急連絡訓練の実施。

運行管理の大切さについて運行管理者の意識向上を図る

3. 輸送の安全に関する教育及び研修等の計画

輸送の安全に関する計画（安全管理規程第6条関係）（別紙）

4. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統（別紙）

5. 事故・災害等に関する報告連絡体制

重大事故及び災害発生時の連絡網（別紙）

6. 安全管理規程・安全統括管理者

(1) 安全管理規程（別紙）

(2) 安全統括管理者：運輸課長 楠山 史朗

II 平成28年度の取り組み結果について

1. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況（安全管理規程5条）

●目標：重大事故 1件（自動車事故報告規則第2条に規定する事故）

○達成状況：未達成

（有責の第1当事者となる事故）

（衝突物損）1件（路面電車との接触事故）

●目標：有責事故発生件数 対前年比30%減

○達成状況：対前年度比9%減 未達成

●目標：飲酒運転の発生0件

○達成状況：達成

2. 輸送の安全に関する重点施策

(1) 局内での活発なコミュニケーションについて

運輸安全会議を毎月、整備管理委員会を年2回、小集団活動によるリーダーミーティング、チームミーティングや総決起大会を開催。また、経営トップを含む幹部職員により全営業所の早朝点呼立哨及び各営業所との意見交換会を行い営業所とのコミュニケーションを図りました。

(2) 運行管理業務の徹底について

① 厳正な点呼の実施。

○毎月重点項目を定めて、運行管理者による厳正な点呼を実施（アルコールチェック、健康状態の把握、薬等の服用、携帯電話の所持、取り扱い等の確認）。

○毎月20日を事故0日と定め幹部職員及び指導課による早朝点呼立哨を実施しました。

○遠隔地車庫及び泊まり勤務の点呼には、画像確認式アルコール検知器による検査を実施しました。

② デジタルタコグラフによる速度管理及び急発進、急減速、エコ安全運転等の指導を行いました。

運行直後の日報（分析表）を基に、運行管理者による低得点者の指導を行いました。

(3) 整備管理業務の徹底について

車両の日常点検整備及び、法定定期点検整備及び一ヶ月に一度の整備を実施しました。

(4) 事故防止への取り組みについて

① 事故惹起者については、事故直後、個別に事故原因や防止策に関して話し合い、また、特別研修を実施し再発防止に努めました。

② 各種研修を行い、安全運行及び法令遵守等について取り組みました。

③ 事故発生後、事故事例を踏まえた局内通達を送付し、各営業所等に掲示することで注意喚起を行い再発防止に努めました。

④ 営業所において「事故防止」・「接客、接遇の向上」をテーマとして小集団活動の取り組みを行い、総決起大会を開催して乗務員の意識付けを図り、事故防止に取り組みました。

(5) 運転士の健康管理、過労防止について

① 健康管理においては、定期健康診断の結果に基づき、運転士に対して個別指導を行うとともに、飲酒状況等の聞き取り調査を定期的の実施し、指導を行いました。

② 乗務員個別の勤務実績に基づき拘束時間、連続勤務日数等の把握に努め過労防止に努めました。

III 輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容について

安全マネジメントの実施状況ならびに法規制その他の必要事項については、内部監査を実施したところ適合していると認められました。しかし、各種帳票のファイリング状況及び軽度な記載漏れ、運転基準図の更新漏れ等の指摘があり、指摘内容に合わせた是正、改善を行うとともに今後におけるチェック体制の策定や再発防止を行いました。

IV 行政処分等の公表

平成28年4月15日付け九州運輸局による輸送施設の使用停止及び附帯命令書による行政処分を受けましたので旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第2項の規定により公表いたします。

1. 行政処分の内容

① 違反事実

- ・無許可による事業の管理の受委託

② 営業所

- ・長崎営業所（所在地）長崎市八千代町3番1号

③ 内容

- ・事業用自動車の使用停止（4両×15日間）

④ 行政処分を受けた日

- ・平成28年4月15日

2. 当該処分にに基づき講じた改善策

① 運営する事業に関する「許認可・届出」事項についてリスト化し組織内で共有し執行管理を行う

② 上記改善方法のチェック機能の強化を図り、再発防止に努める。